

ご門徒の皆様へのお知らせと御報告 〈お寺は誰のもの〉

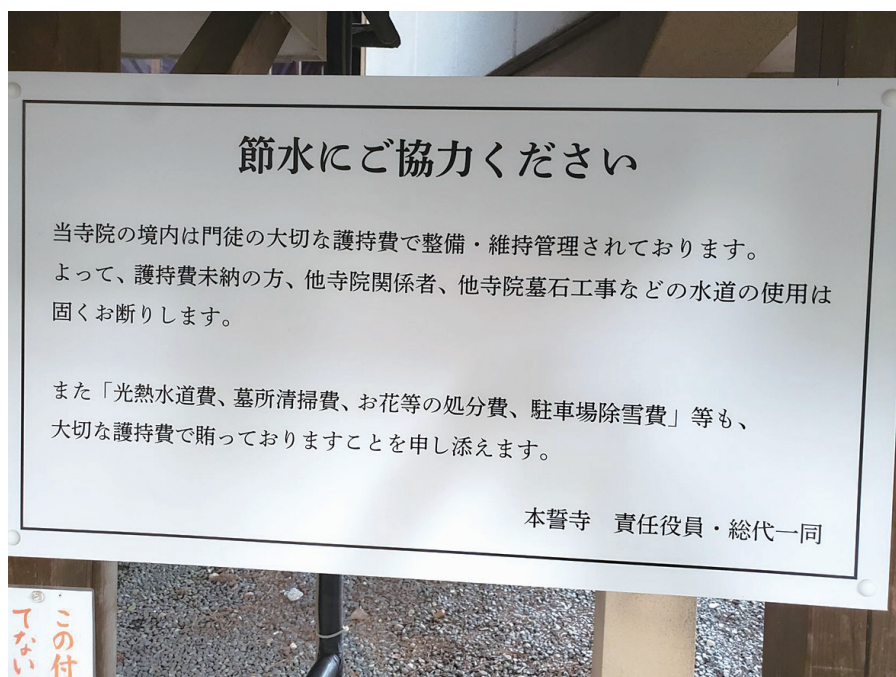
- * 本誓寺は真宗大谷派ですが、その管轄教区が本山（東本願寺）の組織変更に伴い仙台教区から東北教区（東北6県の寺院で構成）に変更となり教務所長に中根慶滋氏（前九州教務所長）が就任されました。東北教区の教務所の住所と電話番号に変更はありません。
- * 東本願寺（本山）出版から同朋新聞が発行されています。本誓寺の前住職時代は各檀家に郵送されていました。本誓寺門徒の会会員の皆様には8月号を郵送致します。会員登録御希望の方は当会の事務局までご連絡をお願いします。

当会について詳しくお知りになりたい方は是非ホームページ
<https://honseiji-montonokai.jp/> をご覧下さい。



- * 護持費は義務金でしょうか？

お盆のお墓参りの際、水酌み場の立て看板をご覧になり驚かれたと思います。護持費未納者は水道を使えないと記載されています。その根拠はどこにあるのでしょうか？護持費は義務金ではなくあくまでも任意の寄付金です。このことは前仙台教務所長様にも確認させて頂いております。また、門徒総会も開かずにその金額が増額されましたがその根拠はどこにあるのでしょうか。皆様、ご納得されていますか？このような状況では護持費納入を保留される理由もご理解出来ると思います。



*お寺の管理状況：供花の整理、鐘楼の傷み、欅の木の伐採

お墓を境内にお持ちでないご門徒も沢山おられると思いますが、護持費で賄われるべき供花の処理や墓地の清掃は十分でしょうか。鐘楼も長い間使われておりませんが、大きな地震があれば崩壊の危機に瀕しています。盛岡市から指導を受けている墓地内の（3本の）欅の木の伐採については、関連する寺院との話し合いの中で、吉田信住職が結論を保留したままになっており、具体的計画を立てることが出来ない状況のようです。



(春彼岸2か月後の墓地の様子)



(崩落の危機に瀕している鐘楼)

*護持費の使途に本山御依頼金が含まれているのに、何故本山御依頼金未納額が存在するのでしょうか？

護持費の使途については、本山御依頼金、報恩講をはじめ諸法要にかかる経費、本誓寺を護るための営繕、水道光熱費、墓地管理、ごみ処理、夏期講座、火災保険料、各種発送料他の費用に充当されるとあります。本山御依頼金は本誓寺維持会が解散されてからはお寺の総収入から納入されるべきものです。本誓寺の宗教活動収入は

十分裕福にあると考えられます。また、お布施と護持費には税金はかかりませんし、寺院の固定資産税は免除されています。それなのに何故多額の本山御依頼金が未納なのでしょう。余ったお金はどこに消えてきたのでしょうか？**未納金は末代まで残る**のです。誰がそれを納入するのでしょうか。一般的には責任役員、総代と住職が最終的には責任を負うべきです。門徒が負担するとなれば現時点で**各檀家に4万円**相当の支出が求められると推測されるのです。皆様、それに納得出来ますか？

*** 現住職の約束事項不履行について**

現住職は後継住職候補者の選挙施行前に元仙台教務所長、前候補衆徒と11項目の誓約書を交わしています。しかしながら、住職就任時に元仙台教務所長ならびに御門徒との約束事項は果たされておらず、**門徒総会は未開催、護持費収支決算・予算書等の内容説明が不十分・不透明な報告が続き、維持会も発足しておりません**。また、現住職は長年に渡る本誓寺の懸案事項について、当会との話し合いは未だに合意しておりません。

*** 2月のアンケート調査結果をお知らせします。**

勇気をもってアンケートにご協力頂き感謝申し上げます。**多くの問題**があることが判明しました。

<アンケート集計結果>

	項 目	合計
1.	護持費を納入していなければ本堂での葬儀や納骨ができなかったと言われた。	6
2.	葬儀等で住職から法外なお布施を請求された。	3
3.	住職から提示されたお布施（同上）を納付できないと返答したら、葬儀は行えないと言われた。	1
4.	住職に葬儀の導師をお願いしたが、実際は副住職が執り行った。	6
5.	護持費は懇志金（寄付金）であり義務金ではないことを知らなかった。	35
6.	護持費納入通知に同封の振込取扱票記載の護持費の額は檀家毎に異なることを知らなかった。	54
7.	護持費の額が決められた根拠が分からずに納入していた。	54
8.	本山御依頼金は護持費のみならずお寺の総収入から収めるべき金員であることを知らなかった。	44
9.	本誓寺には本山御依頼金に関し多額の未納があることを知らなかった。	30
10.	ご門徒に開示されているお寺の収支決算報告書には葬儀・法要等の宗教活動収入が含まれていないことに疑問を持たなかった。	44

* 当会の活動がご門徒の皆様を混乱させているとお考えの皆様もいらっしゃると思いますが本誓寺が適式、適正に、ごく当たり前運営されることを願って活動を継続していることにご理解を頂ければ幸いです。吉田信住職には一日も早く門徒総会を開催し、これまでの所業について、しっかり説明責任を果たして頂きたいと思えます。

* 本誓寺の離壇を考慮しておられる方へ

残念ながら本誓寺の離壇を考慮しておられるご門徒もいらっしゃると思います。

離壇に伴う本誓寺墓地利用契約書があるようですので、直接吉田信住職にご相談下さい。

令和4年9月

発行責任者 本誓寺門徒の会会長 平野 潤

〈本誓寺門徒の会〉

【役員】

会長 平野 潤

副会長 小笠原孝祐 後藤 邦男 駒井 徳寛

幹事 赤澤 征夫 池野 清彦 小笠原 章 後藤 精市

駒井 孝平 平野 隆 平野 正雄 吉田 浩次

監事 大関 英雄 駒井 英次

顧問 池野 亮一 白崎 英旦

相談役 小笠原弘治 田村 寿男 村井 軍一

【事務局】

〒020-0114 岩手県盛岡市高松三丁目10-12

小笠原眼科クリニック内

【ホームページ】

<https://honseiji-montonokai.jp/>

